

学習支援促進事業（アスポート事業等）業務委託 に係る企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、埼玉県が学習支援促進事業（アスポート事業等）業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生・中学生・高校生及びその保護者に対して、学習支援や生活支援などを切れ目なく行うことにより、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

3 委託業務に関する事項

(1) 業務名

学習支援促進事業（アスポート事業等）業務

(2) 業務内容

別紙「アスポート事業業務委託仕様書」「ジュニア・アスポート事業業務委託仕様書」「ジュニア・アスポートコーディネーター事業業務委託仕様書」による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 事業費（委託上限額）

総事業費（総委託上限額）	176,850千円
ア アスポート事業	86,396千円
イ ジュニア・アスポート事業	73,623千円
ウ ジュニア・アスポートコーディネーター事業	16,831千円

※ 総事業費及びア～ウは消費税額及び地方消費税額を含む。

4 応募資格に関する事項

以下の（1）から（7）までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条の規定に該当する者。なお、同条第1項第7号の都道府県等が適当と認めるものとは、過去5年間に国又は地方公共団体での類似業務を行った実績を有する団体とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (6) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

5 手続等に関する事項

(1) スケジュール

実施要領掲載	令和8年3月2日（月）
質問受付	令和8年3月2日（月）～3月6日（金）
質問への回答	令和8年3月10日（火）
参加表明書受付	令和8年3月2日（月）～3月12日（木）
企画提案書受付	令和8年3月2日（月）～3月16日（月）
プレゼンテーション	令和8年3月23日（月）
審査結果通知	令和8年3月25日（水）～3月27日（金）

(2) 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

電子メール

※ 電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。

イ 提出先

埼玉県福祉部社会福祉課 医療保護・生活困窮者支援担当

電話 048-830-3271

メール a3270-09@pref.saitama.lg.jp

ウ 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時必着

エ 回答方法

質問を行った事業者名を伏せた上で、令和8年3月10日（火）までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

オ その他

(ア) 質問内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(イ) 企画提案競技参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、企画提案競技に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての企画提案競技参加者に適用する。

(ウ) 企画提案競技参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して県から企画提案競技参加者へお知らせを掲示することがある。

(3) 参加表明書等の提出

ア 提出方法

電子メール

※ 電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。

イ 提出先

埼玉県福祉部社会福祉課 医療保護・生活困窮者支援担当

電話 048-830-3271

メール a3270-09@pref.saitama.lg.jp

ウ 提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時まで

エ 提出資料

提出書類は全て電子データ（PDF形式）とする。

(ア) 参加表明書

(イ) 団体概要調書（様式1）

(ウ) 業務受託実績調書（様式2）

(エ) その他事業者の概要を表すもの（任意様式、パンフレット等可能）

オ その他

- ・ 複数事業者が共同して当該事業に参加する場合は、代表事業者が参加表明書等を提出するものとする。このとき、代表事業者以外の事業者は、参加表明書等の内容を別紙（任意様式）に記して、業務受託実績及び事業者の概要を表すものを併せて提出すること。
- ・ 提出書類の容量が10MBを超える場合は埼玉県が指定するファイル送受信システム「SECURE DELIVER（セキュアデリバー）」を使用するため上記アドレス

へ令和8年3月11日(水)までにシステム使用について依頼するものとする。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

電子メール

※ 電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。

イ 提出先

埼玉県福祉部社会福祉課 医療保護・生活困窮者支援担当

電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 7 1

メール a3270-09@pref.saitama.lg.jp

ウ 提出期限

令和8年3月16日(月) 午後5時必着

エ 提出書類

電子データ (PDF形式で1ファイル)

※ 書類は下記の順番にてページ番号を入れるものとする。

(ア) 企画提案書

(イ) 事業の実施体制(様式3)

(ウ) 事業実施に当たっての提案(様式4から様式8まで)

(エ) 見積書(任意様式)

オ その他

(ア) 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。

(イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。

(ウ) 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

(エ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(オ) 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

(カ) 見積書の見積額には、額及び単位事業別の金額を記載した上で消費税及び地方消費税の額を明示すること。なお、委託契約上限額の範囲内で見積額で見積書が提出された場合にプレゼンテーション(6を参照。)審査への参加及び契約が可能となる。見積額が各単位事業別の委託料上限額を超えた場合には審査自体を行わない。

(キ) 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

(ク) 提出書類の容量が10MBを超える場合は埼玉県が指定するファイル送受信システム「SECURE DELIVER(セキュアデリバー)」を使用するため上記アドレスへ令和

8年3月13日(金)までにシステム使用について依頼するものとする。

6 プレゼンテーション審査について

「埼玉県生活保護関係事業等業務委託先審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が下記のとおり審査を実施する。

(1) 実施日時

令和8年3月23日(月)午後2時から午後4時までのうち、県が指定する時間で実施する。

(2) 実施方法

オンライン(Microsoft Teams)によるプレゼンテーション審査

(3) 目安所要時間

プレゼンテーション 10分以内

質疑応答 5分程度

※ 企画提案競技に参加した業者数によって、変動することがある。

(4) その他

ア 開始時間等は令和8年3月18日(水)以降に電子メールで通知する。

イ Microsoft Teams で接続する参加者は1事業者あたり3名以内とする。

ウ プレゼンテーションは提案者の代表者又は実際に業務に従事する予定の者が行うこと。

エ プレゼンテーションは既提出の企画提案書等のみを用いることとし、Microsoft Teams の画面共有機能を使用して行うものとする。

7 業務委託候補者の決定

(1) 県では「審査委員会」を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類について、企画提案参加者からのプレゼンテーションを実施し審査を行う。企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

(2) 企画提案競技に参加する者が1者の場合には、企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、本業務の受託者として適当であると認めた場合に、契約先候補者に決定する。

(3) 審査結果通知日：令和8年3月25日(水)～3月27日(金)

8 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続への参加資格を失うことがある。

- (1) 4（応募資格に関する事項）の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 参加表明書等又は企画提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき。
- (3) 参加表明書等又は企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 参加表明書等又は企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 参加表明書等又は企画提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

9 留意事項

- (1) 本企画提案競技への参加者を広く募るため、埼玉県ホームページへの掲載等により周知を図る。
- (2) 提出された参加表明書等、質問書及び企画提案書（以下「提出書類等」という。）は返却しない。
- (3) 本企画提案競技に係る書類の作成及び提出に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (4) 提出書類等は、本業務の委託候補者の選定以外の目的には使用しない。なお、提出された書類は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 参加表明書等を提出した者が本企画提案競技の参加を辞退する場合は、速やかに、文書で埼玉県福祉部社会福祉課長に届け出ること。
- (6) 業務委託候補者選定後、本企画提案競技に参加した事業者を公開する場合があるただし、提案内容及び審査内容については公開しない。
- (7) 複数の事業者が共同して当該事業に参加することができる。この場合、事業者間の意思決定や当該事業業務委託に責任を持つ者（代表事業者）を決定し、事業者間の役割分担を明確にすること。また、共同する全ての事業者が4に規定する応募資格を満たしていること。
- (8) 県の令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続きを延長し、又は停止することがある。
- (9) 当該事業の実施につき、厚生労働省、こども家庭庁による国庫補助金の内示額に基づく事業費が3の(4)の総事業費を下回った場合、委託契約額を変更することがある。
- (10) 本委託業務の契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で見積書が提出された場合に審査委員会（6を参照。）審査への参加及び契約が可能となる。見積

額が各単位事業別の委託料上限額を超えた場合には審査自体を行わない。

- (11) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

10 問い合わせ先

埼玉県福祉部社会福祉課 医療保護・生活困窮者支援担当

（住所）埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

（電話）048-830-3271